
■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 210

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

- 1・2020年3月後半の安全管理ごよみ
- 2・危機管理意識を高めよう～あおり運転の取締りが強化されています
- 3・交通事故の裁判事例～管理上の過失と事故の損害との相当因果関係を否定
- 4・今日の朝礼話題～糖尿病などの持病に気をつけましょう
- 5・【好評発売中】自己診断テスト「追突事故を防ぐ！自己診断チェック」
- 6・【好評発売中】DVD「あおり運転～加害者にも被害者にもならないために」
- 7・【好評発売中】教育用冊子「改善基準告示の遵守が会社を守る」

// //

★3月後半の安全管理ごよみ

◆1日（日）～31日（火）

——自殺対策強化月間

◆17日（火）

——山陽道「八本松トンネル居眠事故」から4年

◆20日（金）

——春分の日

◆23日（月）

——世界気象デー

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2020/02/10/2020-mar-kongetsu-untankenri/>

■危機管理意識を高めよう

『あおり運転の取締りが強化されています』

このほど警察庁が公表した2019年中の交通違反取締り状況によると、1年間に道路交通法違反で摘発された案件のうち、前方の車と距離を詰めすぎるなどの車間距離保持義務違反の摘発件数が、1万5,065件（このうち高速道路が1万3,787件）にのぼっていることが明らかになりました。

平成17年に東名高速道路であおり運転に起因した悲惨な死亡事故が発生して社会問題化したことなどを受けて、警察庁が取締りを強化した結果です。2017年の6,139件と比べて、2.11倍に増えています。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2020/03/02/kikikanri-aoriunten-genbatsu/>

■交通事故の裁判事例

今回は、会社の寮の駐車場に施錠せずに置いていた車両が盗難にあい、その車両が起こした事故について、会社の損害賠償責任が争われた事例を紹介します。

『管理上の過失はあるものの、事故による損害との相当因果関係は否定』

【事故の状況】

平成29年1月17日午後5時頃、Aは川崎市の勤務先から社有車で会社の独身寮に戻り、駐車場に車を止めました。

通常は、車を施錠して寮の食堂にあるカギ掛け用フックにかけて保管していたが、その日は友人と外食する予定になっていたため、ドアを施錠せずに運転席の日よけに挟み込んで外出しました。

同日午後7時30分頃、独身寮に戻ったAは、車からカギを引き上げることなく自室に戻りました。

一方、Bは1月18日午前0時35分ごろ、移動のためにカギがかかっていない車を探しており、ドアにカギがかかっていないA車を見つけ、車内を探したところ運転席の日よけにカギが挟んであったため、エンジンをかけて車を盗んで立ち去りました。

同日午前5時39分ごろ、横浜市内の道路を走行していたBは居眠り運転のために駐車車両Cに追突し、C車がさらに右隣のD車に衝突する事故を起こしました。

盗難車に衝突されたCやDらは、Aが勤務する会社に対して管理上の責任があるとして、損害賠償を請求しました。

【裁判所の判断】

「駐車場の南側は公道に面し、敷地内への進入を妨げる壁や柵等はなく、第三者が公道から駐車場に出入りすることは可能であったことから、会社としてはA車を施錠したうえでそのカギを第三者が使用できないように管理すべき注意義務があった」

として、管理上の過失を認めたとうえで、

「管理上の過失があった結果として、A車を窃取して運転して事故を起こしているから、管理上の過失と事故による損害との間に条件関係は認められる。しかし、BはA車を意図的に窃取し、その後居眠りをして事故を起こしており、Bの故意による窃取行為に加え、居眠り運転という重過失が介在していることを考慮すると、会社の管理上の過失から事故による損害が発生するのが社会通念上相当であるとは認めがたい」

として、事故による損害との相当因果関係については否定しました。

(東京地裁 平成30年1月29日判決)

■今日の朝礼話題

『糖尿病などの持病に気をつけましょう』

新型コロナウイルスのニュースが連日報道され、気になりますね。

感染力の強いウイルスですが軽症の方が多いようなので、健康な若い人が神経質になりすぎるのは考えものです。しかし、糖尿病など持病のある方は重症化のリスクが高いと言われていきますので気をつけましょう。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2020/03/02/tw-teiketto-kiken/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■ 【好評発売中】 自己診断テスト「追突事故を防ぐ！自己診断チェック」

※仕様 A4判／4ページ（複写式）／カラー刷

※価格 500円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

依然、人身事故における割合でトップに立つ追突事故を起こさないためには、運転者それぞれが追突事故を防止しようとする意識を持つことが大切です。

本テストでは、追突事故にまつわる48の質問に「ハイ」「イエエ」で答えていただくことで、普段の運転行動における追突事故に対する危険度を簡単に知ることができます。

「車内へのわき見で追突する危険度」「車間距離を詰めて追突する危険度」など6つのパターンで診断され、こういった状況で追突事故を起こしやすいかを確認できますので、追突事故防止に最適の教材となっています。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/2RpJfim>

■ 【好評発売中】 DVD 「あおり運転～加害者にも被害者にもならないために」

※仕様 DVD／カラー 16分

※価格 60,000円（税別・送料無料）

※制作 アスパクリエイト

昨今、あおり運転にまつわる悲惨な事故が社会問題となっています。この「あおり運転」の加害者にも被害者にもならないために、しっかりとした対策が早急に求められています。

本DVDは、「あおり運転」の定義から、感情コントロールの方法、具体的な運転方法、あおり運転の被害にあった時の対処法まで、映像で具体的に解説していますので、事業所の安全運転教育に最適な内容となっています。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/36Wambq>

■ 【好評発売中】 教育用冊子 「改善基準告示の遵守が会社を守る」

※仕様 A4判／16ページ／カラー刷

※価格 1,000円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

長時間労働になりがちなトラックドライバーには、決して快適とは言えない労働環境を改善するために拘束時間や運転時間などに限度時間等が定められており、これを「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）と呼びます。

しかし、この「改善基準告示」は内容が複雑で、しっかり理解できていないがために違反をしてしまっている事業所が多数存在します。

本誌では、わかりにくい改善基準告示について、マンガや表、グラフなどでわかりやすく解説しており、初任の運行管理者でも簡単に理解していただくことができます。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/2rJogOr>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和2年3月2日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

